

税金は、福祉や防災などの行政サービスを行うための重要な財源です。

そのうち住民税は、特別区民税と都民税を合わせたもので、令和3年1月1日現在、区内在住の方を対象に、令和2年中の所得に対して、同3年度に課税されます。

申告書は自分で作成し、早めの提出をお願いします。

課税係／3階
☎(3228)8913
FAX(3228)8747

特別区民税・都民税(住民税)の申告はなるべく郵送で区役所へ

申告が必要と思われる方へ、「令和3年度特別区民税・都民税(住民税)申告書」を2月4日に郵送しました。同封の「申告の手引き」を参考に必要書類を用意し、自分で申告書を作成して、郵送または直接、課税係へ提出してください。

申告書の書き方や必要書類が分からない方は、課税係へ問い合わせを。

☆昨年中に転入した方には、申告書を郵送していません。必要な方は、下記の配布場所で受け取りを。区HPからダウンロードもできます

受付日時

2月16日(火)～3月15日(月)
平日午前8時30分～午後5時

申告書の配布場所

区民活動センター、
区役所3階1番課税係窓口

中野区特別区民税・都民税 税額シミュレーションシステム

特別区民税・都民税の試算と申告書作成ができるサイトです。区HPで検索するか、右記の二次元コードからアクセスを。



税の申告 Q&A

Q1. 公的年金収入以外に、その他の所得がありました。申告は必要ですか

A1. その他の所得金額にかかわらず住民税の申告は必要です。ただし、その他の所得金額が20万円以上の場合や所得税の還付がある場合は、税務署で所得税の確定申告をしてください

Q2. 収入が無くても、申告は必要ですか

A2. 収入が無い方も、住民税申告書裏面の連絡書欄に記入して区役所へ提出してください。提出しないと税証明書を発行できないことや、国民健康保険料などが高くなる場合があります

所得税などの申告は税務署へ

中野税務署 ☎(3387)8111(代) ☆自動音声案内

確定申告書の作成は、国税庁HP内「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。中野税務署内に申告書作成・相談会場はありません。

◆相談等がある場合は申告書作成会場へ

受付日時 2月16日(火)～3月15日(月)の午前8時30分～午後4時(相談開始は9時15分) ☆平日のみ。ただし、2月21日(日)・28日(日)は開場。混雑状況によっては受け付けを早めに終了します

会場 ルミネゼロ(渋谷区千駄ヶ谷5-24-55 ニュウマン NEWoMan5階/JR新宿駅新南エリア直結「バスタ新宿」上)

☆公的年金受給者は、2月15日までの平日に、中野税務署で相談できます。16日以降は上記の会場へ

会場へ入るには 入場整理券が必要です

申告書作成会場当日配布する他、LINEアプリで事前に入手できます。



▲国税庁 LINE 公式アカウント

個人事業税の申告は都税事務所へ

新宿都税事務所 ☎(3369)7154

個人で事業を営んでいる方のうち、所得税や住民税の申告をしない方は、前年中の事業の所得などを3月15日(月)までに都税事務所へ申告してください。

申告場所 新宿都税事務所(新宿区西新宿7-5-8)
中野都税事務所(中野4-6-15)



令和3年度からの住民税の主な変更点

1 給与所得控除・公的年金等控除の見直し

一律10万円引き下げます。
また、控除の上限が適用される収入金額とその上限額が改正されます(給与収入850万円超は上限額195万円、公的年金等収入1,000万円超は上限額195万5千円)。
なお、公的年金等以外の合計所得金額が1,000万円超の場合、その額に応じて公的年金等控除額を引き下げます。

2 基礎控除の見直し

10万円引き上げ、控除額が43万円となります。
なお、合計所得金額2,400万円超から控除額が通減し、2,500万円超では適用はありません。

☆1・2の改正に伴い、所得控除や非課税基準適用に係る合計所得金額要件等も見直されました

3 所得金額調整控除の創設

給与等の収入金額が850万円超で、本人が特別障害者である場合や特別障害者・23歳未満の扶養親族等を有する場合は15万円を上限に、また、給与所得控除後の金額と公的年金等に係る雑所得の合計額が10万円を超える場合は10万円を上限に、それぞれ給与所得から控除されます。

4 「ひとり親控除」の創設及び寡婦(寡夫)控除の見直し

- ①婚姻歴や性別にかかわらず、同一生計の子(総所得金額等48万円以下)を有する単身者(合計所得金額500万円以下)に、ひとり親控除(30万円)を適用します
- ②子以外の扶養親族を持つ寡婦には、①と同額の所得制限を設けます
- ③ひとり親または寡婦に該当し、合計所得金額が135万円以下の方は、非課税です

5 払い戻しを辞退したチケット代金は寄付金税額控除の対象に

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る特例措置です。中野区では、文部科学大臣が指定する全てのイベントが対象。詳しくは、文化庁及びスポーツ庁のHPをご覧ください。

対象の方は確認しましょう

医療費の通知書は医療費控除の明細になります

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している方へ、医療費の総額などを記載した通知書を年1回発行しています。届いたら大切に保管してください。

なお、通知に記載していない月の医療費などは、領収書に基づいて医療費控除の明細書を作成する必要があります。

◆国民健康保険では

令和元年11月～同2年10月に健康保険適用の医療を受けた方で、同3年1月31日現在、区内在住の方が対象。2月中旬に郵送予定です。

問合せ 国保給付係／2階
☎(3228)5508 FAX(3228)5655

◆後期高齢者医療保険では

対象の方へ、1月下旬に郵送済みです。

問合せ 後期高齢者医療係／2階
☎(3228)8944 FAX(3228)5661



障害者控除等の対象になる場合も

障害者相談係／1階 ☎(3228)8956 FAX(3228)5665

満65歳以上の方は、障害者手帳をお持ちでなくても、寝たきりまたは認知症などの状態により、障害者控除、特別障害者控除の対象となる場合があります。申告には、区が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

◆医療費控除の対象となる在宅サービス費用もあります

医師との適切な連携のもとに行われた身体介護を伴う居宅介護や重度訪問介護等の障害福祉サービスを受けると、その費用が医療費控除の対象となることも。申告には、サービス提供者発行の「障害福祉サービス等利用料領収証」が必要です。

介護保険が控除の対象になるか確認を

介護保険料は社会保険料控除の対象です。また、介護サービスを利用している方は、サービスの種類によって利用料の一部が医療費控除の対象になる場合があります。

問合せ 介護保険料に関すること＝介護資格保険料係 ☎(3228)6537、介護サービス利用料に関すること＝介護給付係 ☎(3228)6531 ☆いずれも区役所2階、FAX(3228)8972